

第3回滋賀県中小企業活性化審議会 会議議事録

1 日 時

平成26年3月26日（水）10:00～12:00

2 場 所

滋賀県農業教育情報センター2階 第3研修室

3 出席委員

浅野邦彦、井上多佳子、遠藤糸子、川口剛史、北川陽子、肥塚浩、
児玉伸一、坂田徳一、佐藤良治、佐藤理恵、高橋政之、竹中仁美、辻田素子、
野本明成、長谷幸治、日向寛、藤岡順子、増永賢一、森下あおい

※敬称略、五十音順

4 内 容

■開会

（1）商工観光労働部長挨拶

みなさんおはようございます。

今年は大変寒い冬で、本当に肩が凝るような感じの季節でございましたが、やっと春めいたという感じがいたします。実は、私どもが働いております県庁の東館の前に桜がございまして、比較的早く咲く桜でございますが、今日ちらっと見ましたら、つぼみばかりだと思っていましたのに、一輪、二輪見えませんでしたので、もし私が气象台でしたら開花宣言をするところかとも思います。まだ少し寒いですが、そのような季節で、だんだん活動的な季節になってまいったと思います。

今日お集まりの皆様は桜に目をやるほどのお時間がないような、大変お忙しくしていただいている方ばかりで、しかも、年度末の大変慌ただしいときにこのようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

審議会でございますけれども、昨年8月以来、2回開催をさせていただきまして、来年度の取組の方向性を中心に、2回とも活発なご意見を頂戴いたしました。頂戴した意見をしっかり踏まえまして、県では、ちょうどその時期から後、予算編成の時期でございましたので、予算について皆さんのお考えなども含めて盛り込むように作業をさせていただきました。

この予算につきましても、過日県議会で議決をいただきまして、いよいよ26年度が始まるということでございます。後ほど詳しく説明させていただきますが、ご意見にも多かった小規模事業者の方々に配慮した取組を大きな柱とするなど、重点的な部分を実施計画の中に盛り込ませていただいているところでございます。

また、本年度の終了後初めて具体的に取り組むこととなります実施計画の実施状況の検

証はこの審議会の重要な役割であります。これにつきましても初年度の検証に当たりまして、PDCAサイクルを実効あるものとしていくために大変重要な議題と考えております。これもご審議を賜りたいと思っております。本日は、実施計画案に加えて、検証のあり方ということのご審議ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さらに、中小企業の活性化に関することといたしまして、ここでご審議いただいております中小企業活性化条例は昨年施行・スタートして、26年度が2年目ということになりますが、同時にこの時期に、県としての産業振興の理念でありますとか、基本的な産業のあり方の方向を定めます、いわゆる「滋賀県の産業振興ビジョン」というもののちょうど改定時期に当たりまして、今年度下準備をして、一部入り口の段階のところで審議会を開催させていただきましたが、来年度にこれを策定するということになっております。滋賀県の産業を振興していくという面では、この審議会が押さえていただきます「中小企業の活性化の推進に関する条例」と、今申し上げました、県が10年後にどうなるかというビジョンを策定いたします「産業振興ビジョン」が、車の両輪という形で、それを目指して皆が仕事をしていくというものになると思います。こんな動きもございしますので、後ほどこの辺りのことについてもご紹介をさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、このようなところでいただきました議論を中心に、今年度の検証、また、来年度しっかりやっていきたいと思っておりますので、活発なご意見でよろしくお導きいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

(会議成立確認)

■議題

(1) 平成26年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画(案)について

(事務局より資料2、資料3により説明)

<会長>

ありがとうございます。ただいま県からいろいろと新しい26年度の事業計画について説明をいただきました。25年の8月から申しますと、大分皆さんの意見も反映されておりました。かなりいろんなところで配慮していただいているとは思いますが。また、その時から今の経済を見ても、消費税の前であるとか、有効求人倍率であるとか、賃金の上昇だとか、かなり経済環境も良くなってきているのではないかとは言えますけれども、また、4月に入りますとその反動がどのように来るのか、中小企業の皆さんの経営はいつまでたってもなかなか大変な状況でやっていかなければならないのではないかと考えております。

10月の審議会では、8名の方にご意見をいただいております。今回もいろいろ説明がございましたけれども、その対応あるいは推進の方法など、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。特に、委員どうしの意見交換もしていただきたいと思っております。いろんなジ

ジャンル業種の方々にお寄りいただいていますし、大学その他いろんな機関の先生・皆様もお出でいただいておりますので、そういう中で活発なご意見をいただければと思っております。

それでは今の実施計画につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。どなたかいかがでしょうか。

<委員>

早速ですけれども、質問させていただきます。資料の 11 ページの「産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化」の中で、新規事業としまして「高島産地の製品」と挙がっていますが、これは高島産地という限定がされるのでしょうか。また、高島産地を選ばれた理由をお聞かせください。

<事務局>

ただいまご質問いただきました「高島産地製品の高付加価値化」ということですが、これは、右の欄に「東北部工業技術センター」となっておりますように、ここが高島の産地と連携をいたしまして研究開発を行っております。その研究開発の延長として製品化を目指すというところで新しい事業を起こすということから、この事業につきましては高島に限った事業となっております。

<会長>

よろしいですか。どなたかございますか。何でも結構でございますのでご意見をお願いしたいと思います。PRについてとか、非常にわかりにくい窓口の問題とか、いろいろあるのですが、事業そのものの中身などについて何かありましたらお願いをしたいと思います。

前回のときも、ニーズとしては、後継者の問題とか、人材の育成・キャリア教育の問題とか、結構その辺りのところが出ておりました。この点について、もしよければどなたかお願いします。

<委員>

今おっしゃっていただいたことと少し違うかもしれませんが、是非ご質問をさせていただこうと思っておりましたことは、今回、小規模事業者にスポットを当てた重点事項ということで、前回の会議を非常に踏まえた積極的な取組で評価できているのですが、参考資料 2 の「中小企業活性化施策についてのアンケート結果(1)」のところのもっとも必要と思われる施策の方向ということで、「中小企業の事業活動を担う人材の育成・確保」というのが最も多いのですが、それと小規模事業者との関係です。おそらく小規模事業者の方というのは、人材を今後どうしていくべきかというところの大きな問題を抱えておられると思います。最初にご説明いただいたところに、これが全体に対してだけれども小規模の方に特に入っていたらいい、取り組んでいただいたらいいというのがいくつかポイントとしてありましたけれども、そのことも踏まえて、人材の育成ということと小規模

事業者の方々の今後ということを行政の立場からどのようにお考えなのでしょうか。少し広い質問になりましたけれども、その辺りの取組についても方向性・狙いなどをお聞かせいただきたいと思います。

<会長>

小規模ということで、後でまとめてご返答いただきますが、小規模事業者の人材ということで、それぞれ皆様意見をお持ちなのではないですか。委員がよく小規模企業への支援についてのご意見をいただきますけれども、大分充実しておりますか。よろしければ意見をいただきたいと思います。

<委員>

じわじわ充実してきていると思います。急激ではありませんが。できるだけ活用されまして充実していただきたいと思います。

それとは別ですけれども、資料3の裏側に掲載のイメージとありますが、事業などの名前の「しが新事業応援ファンド助成金」とありますが、これはすごく分かりにくい名称だ、これで皆が分かるのかと思いました。この名前はもう変えられないにしても、できるだけ具体的に中身を分かりやすく冊子に掲載していただきたいと思います。なかなか堅い名称だと思っております。

とにかく、まず資金がいるとき、金融をお願いしたいというようなときに、一番に県庁のどこに飛び込んで、どこの窓口でこういうことがしていただけるのかということで、何も分からない県民が飛び込んだときにどういう受皿があるのかとったりしました。そして、この冊子をつくれるのはだいたいいつ頃を予定しておられるのかとも思いますし、ここに書いてありますように、分量がたくさんになると冊子が読まれなくなってしまいうということもありますので、できるだけ簡素に、どこにでも引っ掛けられるような冊子にしたいと思っています。

<会長>

ありがとうございます。かなり考えていただいているということで、特に事業の分類など、このような形で、いろいろ悩んでおられる課題を分けていただけてまとめていただくとよく分かると思います。利用される方にはよく分かるようになったのではないかと私は思っています。

先ほどの人材の話ですが、最近、有効求人倍率が上がってきまして、特に建設などについては、たいぶ人手不足ではないかという印象もありますけれども、その辺りについてのご意見はございますか。

<委員>

建設産業の活性化推進関連事業で6,860千円ほどの基金事業を新たに設けていただいているという部分がありますが、もう少し具体的にどのように活性化の事業をされるのかお聞きしたいと思います。

どうしても、今、建設業は急激に、現実的にはどの企業も公共事業が伸びていることにより非常に忙しくされているのですが、実際には資材の高騰であったり、職人不足等がありまして、実質請負額からいうと正当な利益がなかなか出てこない現状が起こってきていることがありますし、大津市の事例の中では、保育園などを建設する4月開園に向けての事業が現在非常に遅れてしまっているという現状があったりします。これから東北支援や、東京オリンピックなどで、公共工事を含めて建設業は景気がいいように取られがちなのですが、現実的には、資材の高騰などでこれからますます厳しくなってくるだろうという中で、建設産業の活性化の推進関連事業の6,860千円を見ていただいているので、その辺りの詳しい説明が受けられたらと思います。

もう1点お願いしたいことがあります。小規模事業者への支援をかなり考えていただいております、強化月間を設けていただく部分がありますが、具体的に月間でどのようにして商工会や商工会議所等と連携して小規模事業者に対して支援していくのかの具体的なイメージを聞かせていただければありがたいと思います。委員もおっしゃったように、小規模事業者の活性化を重点事項の中に含めていただいたというのは非常に心強いと思いますので、具体的なイメージを聞かせていただきたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。今3名の方にご意見をいただいたのですが、それぞれの視点で発言されていますので、まとめて事務局で回答をお願いします。

<事務局>

ありがとうございます。まず、小規模事業者の人材育成についてご意見・ご質問をいただいております。これにつきましては、これから26年度に取り組む施策としましては、先ほど見ていただきました実施計画の案の4ページに、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成というのが書いております。例えばここでは、滋賀の”三方よし”人づくり事業として、県内企業に就職を希望するような若年の方に対して、企業のニーズに合ったような就職訓練・人材育成をやりながらうまくマッチングをしていくという事業があります。

あるいは、その一つ下の中小企業人材育成支援事業ですが、これはそれぞれの企業でいろんな人材育成に関する取組・研修会をしたいときに、なかなか企業は忙しくて取組ができないとか誰に頼んだらよいのかわからないということについて、プランナーに相談をいただいて研修会を企画する、講師を派遣するなどのために、中小企業人材育成プランナーを配置して人材育成を後押ししていく事業を実施しております。そのような形でできるだけ中小企業者の皆さんの取組を支援していくというのが一つの取組です。

もう一つは、教育の面からも、例えばモノづくりを担う人材育成についてしっかりした取組をとるというご意見をいただいておりますので、来年度の新しい事業としては、県立高等学校のキャリア形成支援事業を実施します。これは、キャリア教育というところからどのように実践的な教育をやっていくかということをもう少し突き詰めて高等学校で研究をしていこうという事業です。具体的には、県立高校の中で8校についてキャリア形

成の研究指定校の指定をして、その中で大学以降の社会というものを意識してどのようにキャリア形成に取り組むかについて研究を深めていくという事業に取り組ませていただきます。教育の分野でも、ご意見をいただく中で新しい取組が始まってきたということがあります。

それから、人材育成の分野では、もう一つ、私どもいろいろご意見を伺っているのは、後継者の問題です。この問題は非常に難しい面がありまして、国も含めて行政として効果的な施策を打っていくということがなかなか困難です。ただ、今、国では、例えば税制の分野で事業承継の税制のいろんな改正をしていただいていますし、また、多くの経営者の方はお金を借りるときに個人保証をされていますが、この個人保証の制度を見直していこうという取組もしていただいていますので、そうした取組を県としてもできるだけ事業者の方に知っていただくようなことをしながら、金融機関でも事業承継セミナーなどいろいろ取り組まれていますので、そこと連携をする形で、後継者についてはどういった取組ができるかをもう少し考えていきたいと思っています。

それから、委員からは、事業名がどうしても難しいというご意見をいただきました。これは、行政全般に対するご意見ではないかと思います。もちろん事業名をわかりやすくすることは大事ですので、このこともしっかりと心がけながら取り組んでいきたいと思いますが、26年度の実施計画に限って言えば、事業名についてはこれで名称として固まっておりますので、あとは中身について、先ほども申し上げたように、「こんなときに」、「こんな支援が受けられます」というのをできるだけ分かりやすく表現をし、周知をしていくことで、できるだけ工夫をしていきたいと考えております。

それから、「どこに相談に行ったらいいか、なかなか窓口が分かりにくい」というご意見ですが、これについても、いろいろご意見を伺っておりまして、県としてもそのことをしっかり意識しながら、このような周知資料をつくる時に窓口をはっきり明示する中で、「ここへ来てください」ということをできるだけ分かりやすく周知することが、まず県の対応として一つあります。それと、もう少し我々として連携する必要があると思うのは、県内に7つの商工会議所、22の商工会があります。地域に密着して事業者の皆さんにまさに寄り添うような形で、事業者に対する支援をしていただいているので、そことしっかり連携をして、まず身近な商工会議所・商工会へ相談に行っていただけのために必要な情報について県からも積極的にそこへ提供していくことを来年度は考えていきたいと思っています。

それから周知資料はいつ頃できるかということですが、これについては4月のできるだけ早い時期に作成をしたいと思っていますのでよろしくお願ひします。それぞれの団体にはいろんな機会があるかと思っていますので、お声掛けをいただいたらどんどんお配りができるように体制を整えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

建設産業の活性化についてももう少し具体的な取組を、どんな内容かという意見をいただきました。これについては、参考資料4の15ページに資料があります。今年度から建設産業の担い手の方、あるいは業界団体の方、あるいは有識者の方にお集まりいただいて、建設産業の活性化推進検討会を設置して、今年度・来年度の2年間をかけて、建設産業の将来のあり方やそのためにどういう取組が必要かをご議論いただきます。この

結論は来年度ですが、今年度中間的な取りまとめができていますので、それに基づいて来年度いくつかの新たな取組をしようとするのが建設産業の活性化の取組です。来年度の取組としては、できるだけ建設産業の魅力を知らせていただく、あるいは現場を知っていただくということで、いろんなメディアなどを使って建設産業の魅力を発信するような事業であるとか、現場を体験していただくツアーであるとか、そのようなことを実施する中で建設産業の魅力や建設現場を知っていただく取組をすることが一つです。それから、建設産業の適正化推進員を配置して、適正価格での契約締結や関係法令の遵守について、企業を訪問してもらいながら、その状況がどうなっているのか実情を把握して、必要な啓発などをさせていただくという取組を来年度実施していくことが考えられています。

それから最後に、小規模事業者の支援強化月間についての具体的なイメージですが、先ほどご説明申し上げたように、参考資料 4 の 16 ページについていますのでご覧いただきたいと思います。県として、月間に合わせて集中的に施策説明会や相談会を実施することと併せて、ちいさな企業活性化フォーラムということで、いろんな企業の皆さんの取組を情報発信していくことを考えています。関係団体にも月間に合わせて講演会・セミナー・会員増強運動と一緒に実施していただくということで、県と商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関も含めて一体となって取り組むことによって機運の醸成や小規模事業者の皆さんの支援のための取組をしていきたいという取組です。

<事務局>

今、事務局から人材育成も含めた話がありましたが、私どもの中で先ほど説明のあった「中小企業人材育成支援事業」を実施していますので、もう少し詳しい実績を説明したいと思います。人材育成プランナーをテクノカレッジ（県の高等技術専門校）の草津校に配置をしており、その方は民間企業での勤務経験があり企業の実情に詳しい方です。今年からの設置ということですが、その方が、地域の各地域の商工会・商工会議所と連携をして、いろいろな地域のニーズも踏まえて本年度 4 回の研修会を実施しました。主にサービス業などの部分で課題がありましたので、販売の実践力を上げるための訓練を 2 回、またビジネスマンとしての基礎能力・社会人としての基礎能力が不足している声が現場からありましたので、そうしたことをテーマにした研修会を 2 回ほど、合計 4 回実施して約 80 名の方に参加をいただきました。また、併せて、本年度、「人材バンク」を設けて、モノづくり関係の高い技能を持っておられる方を県の人材バンクに登録をいただいて、それを現在、県のホームページでも公開しています。人数としては現在まだ募集中であり 23 名ほどですが、その方にできることをホームページで紹介しており、中小企業や小規模事業者からの要望に沿ってお手伝いをさせていただけると考えています。26 年度についても、地域の商工会・商工会議所の方と連携をして、プランナーの存在自体がまだ今年始めたばかりですので、もう少し啓発をして皆さんに知っていただきたいと思っておりますし、研修会も、主にビジネスの基本力を高めるといって声がやはり大きいので、その辺りに的を絞って来年度も開催をしていきたいと思っております。

また、先ほど資料 2 の 4 ページで説明があった滋賀の”三方よし”人づくり事業の中で、

県の企業情報を発信する「WORK 滋賀」というホームページを持っていますが、中小企業や小規模事業者の皆さんは人手がない・時間がなく、自ら会社の情報・魅力を発信することがなかなか難しいということで、県と国の緊急雇用の事業を活用してそうした企業の企業情報・魅力をホームページ上で公開をして、それを学生や求職をする若手の皆さんに見てもらおうといった企業情報ホームページの充実も考えています。そうした採用面と在職者の人材育成の両面から中小企業の人材の確保・育成といった課題に対応していきたいと考えています。

<会長>

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

<委員>

今の関連質問でよろしいでしょうか。

<会長>

どうぞ。

<委員>

建設産業活性化推進事業の新規の部分で説明をいただきました。その中で適正化推進員を配置して監視していくということで、適正価格での契約締結の推進というところがありますが、実際、小規模事業者が下請けでいただくときには大変厳しい部分があります。これから、消費税が増税されて適正転嫁できるかといえば、この金額でと言われると、見積りを出していてもそうですかということで受けざるを得ないというところがあるので、その辺りもしっかりと監視していただきたいと思えます。今現在少なくはなっていますが、実は、公共工事は、市町によって落札価格に非常に差があります。国の指針で低価格入札は適正な品質保持ができないということで、県も一時期最低ラインを下げておられました。が元に戻しておられます。にもかかわらず、今、市町で実際に設計価格の六十数パーセントで落札をせざるを得ない状況になっている市町があります。つまり、設計価格の六十数パーセントで落とせば、正規の品質を保持できない、当然、赤字覚悟で落としていたにせよ、少しでも赤字を減らすために品質を保持できないという事態に陥っています。そして、10年後・20年後にその人たちが施工した現場で品質が本当に維持できるのかという懸念も生まれています。つまり、あの商品を使わなければいけないとか、下請業者に無理を強いるとか、人件費でカットしていくというような厳しい状況になっています。

小規模事業者は、公共工事が減っているために、運転資金を回すために、低価格入札でも泣く泣く落札せざるを得ないというような状況になっている市町もありますので、そのところを、県として、低価格入札は違反であるということをしっかり踏まえた上で、品質保持のためにどういった指導をされていくのか少し伺いたいという思いです。

それと、先ほど資料を4月の早い時期に作成して配布するということでしたが、特に商工会・商工会議所等と連携していただいて、商工会・商工会議所に入っておられない小規

模零細企業のところにこういった施策の資料が届くように配慮いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

<会長>

価格問題は全般的にいえることで、大企業と中小企業の格差で、なかなか価格が通っていかない。今、公共投資の問題も、おそらくそういう大きな問題になっているのではないかと思います。その辺りの適正化・公平さということについて、いろんな形でやっていただきたいということかと思いますが、回答をいただくのは厳しいと思いますけれども、この辺りも踏まえて、何かございますか。

<事務局>

建設工事の問題については、最低制限価格はそれぞれの市町で設定されており、県は県で設定しておりますが、このところは非常に難しい問題もあることから、ご回答はしかねますので、そういうご意見があったということはしっかりと担当部局にもお伝えしたいと思っております。

それから、資料はできるだけ早くきっちりと届けて、会員でない企業にも行き渡るように思っています。そのことについては、もちろん会員企業だけではなくて会員でない企業にも行き届くことが大事だと思いますので、商工会議所・商工会の小規模事業者の経営支援事業は、まさに会員でないところにも経営指導をしていただくという事業ですので、その辺りも意識をしながら、商工会議所・商工会と連携していきたいと思っております。

<会長>

その辺りのところは、業界・団体で訴えていかなければならないと思っておりますが、中央会はどうでしょうか。

<委員>

いつも各業界の方の意見交換会を行いますと、必ず今おっしゃった問題は、毎回毎回出てきて、その都度、県へはお願いを申し上げます。それと、滋賀県の行事、事業、大きな大会で、他府県ナンバーが走り回るという状況に、苦情や何とかしてほしいということとがあります。もう一つ、大きな建設には、実績の問題がありますので、実績のないものは入れないというなら、いつまでたっても実績がつかないではないかという話もありますので、その辺りも県に申し上げます。

<会長>

ありがとうございます。やはり、団体でいかないと、個々の声も響かないということもありますので、皆で頑張っていただきたいと思います。

<委員>

かかわっていることばかりで意見させていただいて悪いのですが、28 ページの新規事業

としまして「滋賀県まるごとブランド化計画」という中で、事業の概要として、「ブランディングデザイナーによる総合プロデュースのもと」と書かれていますので、非常に期待をしています。外部からの専門分野である総合プロデューサーを招くのももちろんですが、今既に各地元でいろんなつなぎ役としてプロデュース的に動いている人たちもいらっしゃると思うので、動きというのは形のないものでして、ソフトになかなかお金をかけてもらえないところはあるのですが、是非ともそのようなところの支援、本当に地元がわかって現場で動いている人たちの動きに対する支援というのも何か考えていただけたらと思います。

そして、このページに書かれている「滋賀県まるごとブランド化計画」とその次の「美の滋賀推進プロジェクト」、そして、また下にも「観光ブランドビワイチの推進」というようにありますが、かかわらせていただいているのは、全部共通したことでありながら、担当課が違うことによって、あっちもこっちも同じようなイベントが開催されていますのでもっともっと連携ができると思います。でないと、どうしても集客がばらけて、折角いいことをしているのに集客が少なくて残念だという場面がたくさんあります。課の成果ではなくて滋賀県のブランドとして向上するような取組で、是非とも垣根を払っての連携をお願いします。折角いいことをしているのにその成果が見えないことを実感しています。ビワイチならびわこビジターズビューローも参加ですし、また地元ということも含めて、是非ともそれぞれが力を入れて協力体制を取っていただきたいと思います。

<会長>

おっしゃるとおりです。商工観光労働部だけでなく、いろんな関連部署との中で重複してやるのではなくて協力して実施してもらうことが大切です。

私もこの前、滋賀県の物産を黒壁で取り扱ったときに、農政水産部の方が見えて一生懸命地産地消のことで話をしていたのですが、商工観光労働部の方は見えなかった。滋賀県全体の農水産やいろんな物産について発信していこうということをやっているのを見に来ていただいているのですが、私もそうしたところにびっくりしたことがありますので、できれば、横の連携をいろいろとっていただけてうまくいくようお願いをしたいと思います。

他はよろしいでしょうか。どうぞ。

<委員>

質問させていただきます。9 ページになります。女性の活躍推進で非常に応援事業の項目がたくさんありまして、ありがたいと思っています。感謝をしていますが、母子家庭と同じぐらいの数だけ父子家庭があると思います。父子家庭の応援事業はどこに入っているのでしょうか。全然ありませんか。父子家庭が置き去りにされていると少し問題かと思えますし、もちろん母子家庭は大きい存在になっておりますが、その辺りはどうでしょうか。それについては、お考えを聞きたいと思います。

<事務局>

父子家庭にターゲットを絞ったということではないかもしれませんが、たちまち仕事に困っておられる方や併せて生活面でも不安のある方については、県で求職者総合支援センターをJR大津駅前のアクセスの良い場所に開設をしまして、そこで就労相談と併せていろんな生活面での相談や福祉面での相談を受けて対応するというを実施しています。そうした窓口を利用いただくことで、就労面と絡めた支援をさせていただいているものと思っています。また、市町にいろんな福祉関係の窓口がありますので、そことも連携をとっています。安定した生活をしていただくためには就労が必要だと思いますので、このような対応をさせていただいています。

<会長>

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

<委員>

今までの話と関係しているかと思うのですが、3点あります。1点は小規模事業者の人材の話です。先ほど後継者の話が少し出ていましたが、中小企業の人材育成という形で基本的にまとめられてしまっていると思うのですが、小規模事業者だとどちらかというと、雇用されている方よりは経営者自身にどう意識改革してもらって能力を高めてもらうかが重要かと思うので、その辺りをもう少し打ち出していただけたらありがたいと非常に強く感じています。

2点目は周知の方法の話ですが、私は今年度、特許庁と、大企業の特許を中小企業の皆さんに活用してもらおう事業をいかに広く知ってもらおうかということでもいろいろ勉強させてもらっていたのですが、その時に同じようにこういう書類をどうつくるかという話になりました。そのときどうしたかという、一般の人たちでも理解できるようにいろんな第三者に見てもらって、小学生は極端ですが、中学生レベルの方が見てこれは面白そうだと興味を持てるような、興味深く見たいと思うようなものをどうつくるかに結構気を使いました。最終的には行政の方だけではつくりだすに、外部の方などにいろいろ見てもらってやってもらうべきではないかと思っています。

それと、これをつくただけではあまり使われなれないと思います。先ほど、商工会議所や商工会などとの連携という話も出ていましたが、特許庁のときに気付いたのは、金融機関がパワフルだということです。金融機関が営業活動をされる中で、こういうものを持ち歩かれて、「県ではこんな施策をされていますよ」と、そして「足りない部分はこちらがお金を融資しますよ」というように、ワンセットでいろいろ営業活動をされると、企業にとっては非常に分かりやすい説明になりますし、金融機関は自分のところのビジネスにつながるもので、それなりにモチベーションは上がるし、割とこれはいい仕組みかと感じていました。折角これをつくれるのですし、金融機関もたくさん出席されていますので、金融機関も是非自社の営業活動も兼ねて、こういったものやっけていくことを認識されてはと思うのが2点目です。

3点目は質問なのですが、モノづくり小規模事業者等成長支援事業が一つのポイントとして出ていると思うのですが、このときの小規模事業者というのが少し分かりにくくて、

いわゆる地場産業系の小規模事業者を集めてというイメージなのか、それとも機械金属の下請企業を、下請からの脱却を目的にやっていこうということなののでしょうか。いろいろなことが混ざっている感じがあって分かりづらいと思ったのですが、どんなイメージになるのかを教えてくださいたいと思いました。

<会長>

ありがとうございます。はい、どうぞ。

<事務局>

まず1点目にお尋ねのありました経営者側への意識改革ということについてですが、今、いろいろな企業経営の中でダイバーシティ経営というか、多様性のあるいろんな方を活用して、それを企業活力につなげていこうという考え方があります。そうしたことについては、手元の資料の9ページですが、「(2)中小企業の経営基盤の強化」の中でも触れています。「男女雇用機会均等推進事業」では、これは経済団体との共催で、主に経営者層を対象に、そうした内容の講演や、企業の方の事例発表をしていただいています。また、その下の「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業」というのがありまして、本年度から新規の事業として取り組んでいるものですが、商工会議所と連携をさせていただいて、商工会議所から推薦のあったワーク・ライフ・バランス対応経営に取り組みたいという企業に、社会保険労務士の資格を持った県のワーク・ライフ・バランス対応経営推進員が直接現地へ出向いて経営者とお話をして、例えば従業員に対するアンケート調査をして、課題を浮き彫りにしてそれに対する対応策について状況に応じて支援するということを進めており、そうした事業を通じて、経営者の方の意識改革などのお手伝いをさせていただいています。パンフレット等も作成しておりますので、そういったものもお配りして対応しているところです。

<会長>

ありがとうございます。金融機関のPRということを先ほどおっしゃいましたが、確かにされると思うのですが、委員どうですか。

<委員>

制度融資などに係る部分については、一枚ものの中に入れるというよりも別々にした形で、制度融資も載せた我々の融資の部分のパンフレットの説明をするということはありません。一枚ものにはしにくいものがあります。それと、基本的に私ども金融機関の立場から言えば、融資の場合には必ず融資審査がありますので、制度融資だからどうだという以前に、また、政策的な補助金があるということが既に我々の融資の条件になってくるということには限らないので、そこは少し難しい部分があるかと思います。ただ言えるのは、少しでもお客様に、例えば金融商品を買ってもらったり、お使いいただくための工夫は常々行っていますので、何かそういう話がありましたらいただければと思います。

<会長>

県の行っているいろんな施策について、活用していくことができるということについて、それぞれの業種・業態の中小零細企業にうまくPRしていただくと分かっていただけるといふ機会は金融機関には多いと私は思っていますので、是非そういうところでお願いできればと思います。

<委員>

おっしゃるとおりです。滋賀県産業支援プラザでも、毎年「企業支援ガイドブック」などを刷新しております。金庫各支店では、それを備え付けるなどして、利用させていただいております。

<会長>

お願いします。ありがとうございます。

<事務局>

もう1点、モノづくり小規模事業者等成長支援事業について質問をいただいています。この事業は参考資料の13ページに掲載していますが、26年度から実施予定の事業です。これについては、産業支援プラザに支援員ということでコーディネーターを2人雇う予定としております。資料の中で、「下請企業振興事業」というのは既に既存事業で実施しております。また、「技術的課題の解決」は工業技術総合センター・東北部工業技術センターでやっている技術的支援であり、これは既存の事業でありまして、これらと連携を図ることにより実施していきます。一つは、モノづくり製造事業者への施策の情報発信と企業情報シートの作成ということですが、これは先ほど説明している施策の周知のパンフレットなどを特に商工会・商工会議所等に加入されていない小規模事業者に支援員が出向いて行って情報をお渡ししようということ。また、企業に「強み・弱み」シートの作成を支援させていただき、そのシートを作り上げることによって、1社だけではなかなか受注できないといった場合に、セミナーや交流会などの方式によって、共同受注ができるような体制をとっていくように支援していくということ。それから、さらにそういう体制をもって販路開拓ということで、例えば、既存の環境ビジネスメッセとかも活用しながら、販路開拓を行っていきます。これらのことを総合的に実施していこうと考えています。

下請けや製造系の企業については、現在では産業支援プラザが中心に支援していますし、もう一つお話があった地場産系の企業については、モノづくり振興課で支援していますが、県中小企業団体中央会や商工会・商工会議所の支援を得ながら実施しています。その辺りを、うまくこの事業で、モノづくり企業だけではなくて、地場産系のモノづくり企業にも広げていって、連携した体制を取っていきたいと考えています。

<会長>

ありがとうございます。時間の関係がありますので、何かありましたら、後ほどお願いしたいと思います。それでは、続きまして、議題2「中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証のあり方について」ご審議をいただきたいと思います。説明をよろしくお願

します。

(2) 中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証のあり方について

(事務局から、資料4に基づき説明)

<会長>

ありがとうございます。いよいよ実施状況の検証というところですが、検証のあり方について皆さんからご意見がありましたらお願いをしたいと思います。

<委員>

検証というのは大変難しい課題ですが、工夫されていると思っています。毎年度していくということの中で、「評価と課題」に係ると思いますが、例えば、A、B、C、Dとなったときに、なぜそうなったのかという原因を、進んでいるなら進んでいるなりに、進まないならば進んでいないなりの理由をどれだけ検討して評価や課題に落とし込んでいくのかが大変重要かと思っています。

それから、毎年度の評価にかかわっては、これは事業の評価ですので、これに係る成果というのをどう測るかということが条例ができるときからの議論であると思うのですけれども、関連する指標等にかかってくると思いますが、年度ごとにどうするのかということももちろんですが、やはり成果をどう紐付けていくのかが問われているのではと思っています。それに関連して言いますと、今日もそうですが、重点課題にされていることとのかかわりでいくと、滋賀県の中小企業の今の現況が、景気の状態等も含めてどうなっているかの共通理解をした上で事業の評価も行い、成果の評価もしていくようなことがやはり必要かと思っています。

もう一つは、3年を目途にということ、特に成果の測り方は年度ごとではなかなか難しいかとは思いますが、一定の期間がたつ中でやってきたものがどのような成果として結びついているのかというようなことについては、少し研究的な課題とされた方がよいのではないかと思います。成果の測り方について課題であり、年度ごとにすることは限界があるとは思いますが、しかし、一定の期間ということであれば、中小企業を取り巻く環境の問題は置きつつも、このことは大変重要だと思いますので、年度ごとのこういう進め方ということと、もう少し期間が3年とか経過した時に、成果として、我々がやってきている事業についてどう見たらいいのかということも、中期的な課題として是非やっていただければありがたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。年度的な評価と経過的な評価、その仕方をどうしていくのかということではないかと思うのですが、その辺りは、それを踏まえてやっていくのかどうかをお聞きしたいと思います。

<事務局>

今ご意見をいただきました単年度ごとの評価と併せて中期的な評価も非常に重要であると思っています。まず、次回の審議会においては、平成 25 年度の単年度の状況について評価と課題も含めてお示ししご意見をいただきますが、その延長線上にそれが積み上がっていく中で、例えば実施計画の中では 3 年を見据える中でということにもしておりますので、例えば 3 年、あるいはもう少し長いスパンになるかもしれませんが、中期的な評価についてもこれから考えていきたいと思えます。

<会長>

よろしいでしょうか。他はございますか。どうぞ。

<委員>

個別具体的な話になると思いますが、最初のところで、検証の方法の(3)のところですが、事業の実施・進捗状況のパーセンテージとかを評価していくというものと、定量的な有効求人倍率などの指数的なものを評価するということなのですが、実際施策の実行主体というのは県であったり関係団体であったりするわけで、そうすると評価そのものは執行の面の面からの評価になってくるのかと思います。もし違うのであれば、私の誤解を解いていただいたらよいですが、それが一つです。

ここから先は意見になってくるのですが、少なくとも施策とは効果が定量的に、指数が上向くという形で表れればいいのですが、現実的にはあまりそういう部分は出てこないと思います。であればどういうことかということ、施策の決定の、例えば非常に事業数が多いので、受けてはいろんな方がいると思うのですが、小規模事業者であったり、あるいは働き手であったり、そういった方々が施策執行の面でどういう具合に効果があったか、よかったかというようなアンケート的な評価を少し視点の中に入れていただければ、まさにその施策が有効であったかどうか、別の視点から見えてくると思います。

<会長>

項目によってはそういう形もあると思いますし、項目によってはできないものもあると思いますが、そのような要望だと思います。その辺りを考えていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。他にございますか。どうぞ。

<委員>

検証はどんどんとやられたらよいと思えますし、我々がそれを見せていただくだけの話ですので、やり方について一つ一つ、どうこうということはないのですけれども、原則的には全部の 154 事業が始動し、ある程度の実績・利用度があるというのが一番好ましいわけです。その後、今年は 150 事業に、一部内容が変えられているということなので、新規の部分と拡充の部分と入替えの部分があるかと思うんですが、いかにそれを今年の部分にうまくつなげていくのかということが一番の問題ではないのかと思っています。

今年の部分でいきますと、例えば担当課は書いていますが、県の姿勢として担当者氏名

まで明記できるぐらいの意気込みがほしい。これは何かというと、専門家の育成ということはやはり言われています。どうしても異動があるのでなかなか駄目だと、新聞の論調にこの前も出ていたような記憶がありますが、3年とか5年とかいうスパンの中でこの計画を実施していく、それまでの評価の段階に担当者の方が変わられるということが一番大きな問題の中に入ってくるのではないかと思います。ここは人事の部分があるのでしょうかけれども、それぐらいの部分が必要かと思えます。

また、154の事業の中で、直接利用できる事業は何事業ぐらいあるのでしょうか。

<事務局>

先ほどのわかりやすい周知の中で直接利用できるものに絞り込むと申し上げましたが、それで想定しているのは、ごく特定の分野だけに利用できるというものもありますので、そういうものも省いて本当に広く直接利用いただける施策を周知資料に挙げていくという観点でいきますと、大体40ぐらいの支援施策をわかりやすい資料の中ではまとめさせていただこうと思っています。

<委員>

40ぐらいであれば、本当に専任者を付けるというようなレベルまでにしていくということは可能なのではと思います。その中の一人なのかは分かりませんが、419社の訪問をされてという部分からいうと、もう一步踏み込むということが非常に大事なことだと思っていますし、行政の壁とか限界というものを越えることが、新しい滋賀県の中小企業活性化の計画を立てて現実に動きかけたということからすると、求められていく部分ではないのでしょうか。何もやっていないように見えるのは、ある意味ではつくった方の怠慢だと私は思いますし、何を聴いてきたのだという話ですし、聴いてきたのであればもう一步踏み込んで、そのニーズを逆に取り込んでいくぐらい、また、こういう形で進めましょうというような形でそこに声をかけていくぐらいの姿勢がないと、どれを見てもまだ「待っています」と、「機会は増やしているが待っています」という姿勢には変わりがないのではないかと思えて仕方がありません。そこからもう一步踏み込むということが、なかなか法律上でできない部分、行政上の決まりの中で難しいところがあるかと思うのですが、やはりひとつ変えていくことが求められている部分ですし、これは全体像の話ですし個々の件ということではないのですが、グランドデザイン・バックヤード的な部分で何かそういうようなことがあればと私自身は思っています。

<会長>

ありがとうございます。なかなか難しい部分があるかと思いますが、特にこれは多くの部署や課が分かれていますので、全部商工観光労働部でやっていただくと統一した評価ができるのだと思いますが、他の部署でされている事業が結構入っています。その辺りで、評価基準的にうまく公平にされるように統一してもらわないといけない部分があるのではないかと私も感じます。

よろしいでしょうか。そのような要望もあるということですので、よろしくお願ひした

いと思います。

<委員>

先の議題で金融機関のことがありました。分かりやすい資料をつくってやりますということについて、この前、県の課長とも話をしていたのですが、私どもの行員が県の事業自体が分からないということではいけませんので、銀行も勉強会を開いて周知をしていきたいということについては明言をさせていただきたいと思います。協力をしていきます。

実施計画については、あくまで実施計画の実施状況の検証ですので、なかなか成果となると別の次元の話なので、私はこれでよいのではと思います。

ただ、若干手前味噌の話ですが、今求められているのは、デフレ脱却です。東京は過去からプラス成長なのですが、地方経済がマイナスだと、だから日本で合計するとマイナス成長であるという中で、我々も、皆さん新聞紙上でご存知のように、地方銀行も再編だというのがありまして、いつまでも看板を掲げていられないと厳しいことを言われているのですが、地方経済を活性化するためには、やはり地域の事業者の皆さんが元気になっていただかないといけません。最終的にはその役目は行政であったり、我々公共性のある金融機関であったり、あらゆる主体が総がかりでという部分があると思うので、先ほども言われたように、まず当事者の事業者の皆さんには経営意欲を持っていただき、その経営意欲を持ってもらうための施策を行政がサービスで考えていただき、我々は逆に周知徹底という役目と融資をするということが最大の使命ですので、そこは積極的にトライをし、一方で業界の団体や商工会・商工会議所もあります。あらゆる主体がみんなで支援するということについては、統一のテーブル・ステージに乗っていないと、人任せということでは駄目だと思いますので、それだけ意見として申し上げます。

<会長>

ありがとうございます。中小企業の意欲を促進するには、金融機関の金融支援があればかなり効果がありますので、よろしく願いをしたいと思います。ありがとうございました。皆さんまだご意見があるかもしれませんが、時間もきておりますので、今の議題につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。思っております。

(3) その他

<会長>

続きまして、その他のところに行きたいと思います。事務局からお願いしたいと思いません。

(事務局から、追加配布資料「滋賀県産業振興ビジョン<仮称>」の策定について」等に基づき、滋賀県産業振興ビジョン<仮称>の策定の取組について説明)

<会長>

ありがとうございました。産業のビジョンは、早くから県でつくられていまして、その

改定になると思いますが、その産業ビジョンと、我々の中小企業の活性化のためのいろいろな審議とが、両輪のごとく進んでいくということによって、経済や我々の環境がよくなるのではないかと考えております。皆さんからいろいろご意見をいただかなければいかなかったのですが、時間の関係で皆さんからご意見をいただけませんでしたこととお詫びしたいと思いますが、審議していただくことはこれで終わらせていただきたいと思います。事務局より、日程のことについてよろしく申し上げます。

<事務局>

ありがとうございました。今回の審議会もそうですが、いつも審議会でもいただきました意見につきましては、全庁的な会議を開催しまして、そこでこのような意見が出たことを共有しながら進めさせていただいています。本日いただいた意見につきましても、そうした手続で全庁でしっかり共有させていただきたいと思っております。そうした情報を共有する中で、先ほど説明しました 25 年度の実施計画の実施状況の検証について、庁内で作業をさせていただいて、先ほど申しあげましたように、6 月～7 月にかけて次回の審議会をお願いし、実施状況についてご審議をいただきたいと思いますと考えております。つきましては、早々に皆様の日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

<会長>

ありがとうございました。6 月～7 月にかけて、また皆さんにお出でいただいて、評価についてお願いをしていくことになろうかと思っております。本日は、いろいろと皆様にご協力いただきましてありがとうございます。これで終わらせていただきたいと思います。後は事務局にお返しいたします。

<商工観光労働部長>

皆様、貴重なお時間を、しかもしっかりといろいろと貴重なご意見をいただきありがとうございます。前半の来年度の実施計画につきましては、今日、皆様のご意見を頂戴して、内容としてはこのようなものとなるわけですが、さらには、その対応の進め方等につきまして貴重なご意見をたくさんいただきましたので、それもしっかり受け止めさせていただきまして、実行する段階において、皆様のご意見もしっかり反映できるようにできる限りさせていただきたいと思っております。

それから、この実施計画の一番大事なところが P D C A ということになっておりまして、行政は今まで計画は立てますが、その後のことはなかなかフォローしきれていないというのがこれまででございましたが、今回は県民こぞって、事業者の皆さんこぞっての条例ということで、熱く受け止めたものが検証であり、P D C A で回していくということですので、そのことにつきましても、後半でご議論いただいた意見をしっかり受け止めさせていただいて次の展開へもって行けるという形で、いいものを施策として展開していけるような仕組みとしてしっかりやらせていただきたいと思います。本日拝聴させていただいたご意見をしっかり受け止めさせていただいて、この後進めていきたいと思っておりますので、

今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。